

平成 29 年 4 月 1 日
社会福祉法人 光琳会

社会福祉法人 光琳会 内規

法人本部旅費及び報酬規程

本法人役員の旅費・手当は次の項目に対して支払われる。

I 交通費

本法人の理事会・評議員・評議員選任解任委員会・指導・運営業務・理事長補佐の為の来園 その他必要書類等 受取提出に関する交通費として。		
法人役員	1 回	1,000 円

※ 研修費は実費払い。但し交通費で急行や特急料金を徴す路線を利用した場合や、又これを超えた場合、その実費。片道 100 km以上 又は 特別な事情があると認められた場合は支払う。

II 役員報酬（宿泊を伴わないもの）

本法人運営のための業務 必要な調査・研修・理事会・評議員会・評議員選任解任委員会 その他関係機関との連絡等に関しては次のような手当を支払う		
区分	手当	
法人役員	研修等（4 時間未満）	4,126 円／1 回
	（4 時間以上）	8,252 円／1 回
	理事会	9,284 円／1 回
	評議員会	4,126 円／1 回
	評議員・選任解任委員	4,126 円／1 回
	理事長（通信費含）	10,831 円／1 回

※ 手当については、支払う額の所得税を含むものとする。

III 法人職員人件費

法人事務をする者に対し、次のような手当を支払う		
法人事務員	月 額	15,000 円

附則

平成 29 年 4 月 1 日より施行（平成 29 年 3 月 25 日理事会にて承認）